

# 告知義務および告知義務違反による 解除をめぐる裁判例・学説の動向

李

鳴

- I. はじめに
- II. 告知義務に関する諸問題
- III. 告知義務違反による解除に関する諸問題
- IV. おわりに

## I. はじめに

保険法（平成二〇年法律第五六号）は、告知義務および告知義務違反による解除について、損害保険・生命保険・傷害疾病定額保険の各章に共通する規定を設けている。同法は、自発的申告義務から質問応答義務への転換や保険媒介者による告知妨害等に関する規定の新設など、改正前商法（明治三二年法律第四八号）とは異なる規律を導入している。保険法は平成二二年四月一日に施行されてから約一五年が経過し、その間に裁判例が蓄積されるとともに、立法時には想定されていなかった問題も実務上顕在化している。これに伴い従来の通説的理解にも

一定の変容が生じている可能性が考えられる。

そこで本稿では、生命保険を中心に、告知義務および告知義務違反による解除をめぐる裁判例・学説の動向を考察することを目的とする。具体的には、告知義務に関する諸問題と、告知義務違反による解除に関する諸問題とに分け、論点ごとに問題の所在、裁判例、学説上の議論を整理した上で検討を加える。なお、本文中に付した黒丸数字は【別表】裁判例の番号を示し、各裁判例の出典は別表に掲げる。

## Ⅱ. 告知義務に関する諸問題

### 1. 規定上の告知義務者に関する解釈

#### (1) 問題の所在

保険法は、「保険契約者又は被保険者になる者」が告知義務を負うと定めている(三七条)。実務においては、生命保険契約には、保険契約者と被保険者が同一である場合(自己の生命の保険契約)と、両者が異なる場合(他人の生命の保険契約)とがある。前者は個人保険の約七割を占めるといわれ、後者は事業者保険、団体保険および団体信用生命保険(通称「団信」)では一般的である。

問題となるのは、保険契約者と被保険者が異なる場合、告知義務を負うのは、保険契約者と被保険者の双方なのか、それともいずれか一方で足りるのか、つまり、規定上の告知義務者をどのように解釈すべきか、という点である。

## (2) 裁判例

別表裁判例において、保険契約者と被保険者が異なる他人の生命の保険契約としては、事業者保険は裁判例①⑨⑪⑰、団体信用生命保険は裁判例②⑤⑥⑭、集団定期保険は裁判例③⑬⑯、個人保険は裁判例④⑦⑲である。このうち、裁判例⑲が特に注目に値する。

裁判例⑲（東京地判令和四年一〇月二五日）<sup>(2)</sup>は、X共済者とYの間で、Yを共済契約者、A（Yの配偶者）を被共済者とする他人の生命の共済契約を締結した事案である。契約の申込書兼告知書には被共済者の氏名欄が設けられているものの、被共済者が自ら回答すべき旨の記載も、共済契約者を介して回答してよい旨の記載も存在しない。Yが告知書を記入することで告知事項に回答したが、Aによる告知はされなかった。

一般に、保険契約者と被保険者が異なる形態の契約において告知義務違反が問題となる場合には、被保険者の告知義務違反の有無が判断の中心となるのが通例である。ところが本判決では、被共済者Aにおける告知義務違反の有無については判断が示されず、専ら共済契約者Yについて重大な過失による告知義務違反があったと判示されている。これは、筆者が調べた限り、従来の裁判例には見られない事例である。

## (3) 学説上の議論

規定上、告知義務者は「保険契約者又は被保険者」とされていることから、学説上は、①保険契約者と被保険者の双方が告知義務を負うとする解釈と、②保険契約者または被保険者のいずれか一方のみが告知義務を負うとする解釈<sup>(4)</sup>が見られる。前者は多数説である。

一方、文理解釈の観点からは、「又は」と「及び」が併存する場合の意味付けが問題となる。すなわち、「A又はB」と表現するのか、「A及びB」と表現するのかによって、両者の関係をどのように理解すべきかが問われ

るのである。この点については、かつては最終的に語感に依拠せざるを得ないと解されていた。しかし、現在の立法例においては、このような場合には原則として「又は」が用いられるのが通例となっている。<sup>(5)</sup>

#### (4) 検討

保険契約者または被保険者のいずれか一方のみが告知義務を負うとする前述②の解釈によれば、保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者が告知をしなくてもよいことになってしまう。しかし、被保険者こそが保険事故の危険測定に必要な情報を最もよく知り得る立場にあるのが通常である。②の解釈を採ると、被保険者による告知義務が容易に潜脱される結果を導くことになり、立法趣旨に照らして相当でないと考ええる。

筆者は、保険法における「保険契約者又は被保険者」の「又は」は、「又は」と「及び」の双方の意味を含むとする、いわゆる前述①の解釈が妥当であると考ええる。すなわち、告知義務者は、保険契約者と被保険者が同一である場合には保険契約者（＝被保険者）であり、両者が異なる場合には保険契約者および被保険者の双方である。<sup>(6)</sup>したがって、裁判例⑳の契約は共済契約者と被共済者が異なる契約であるため、YおよびAの双方が告知義務者となる。

告知義務者が複数の場合、誰が告知義務を履行すべきかについて、保険法上明示の定めがなく、解釈に委ねられている。学説によれば、告知義務者が複数の場合には、そのうちの一人が告知義務に違反すれば、告知義務違反が成立する。もつとも、同一事実については、代理人も含め、その告知義務者のうち一人が告知をすれば足りる。<sup>(7)</sup>

現在の実務上、保険契約者と被保険者が異なる契約の場合には、通常、告知書には被保険者が記入・署名する旨の記載がある。被保険者が複数いる場合には、それぞれの属性が重要であるため、被保険者ごとに告知を行う

必要がある。<sup>(8)</sup>これは、告知の対象が主として被保険者本人の健康状態や既往歴に関する事項であり、その正確性が強く求められるためである。

保険法三七条は片面的強行規定とされているので(四一条)、告知義務者以外の者、例えば保険金受取人に告知義務を課すなど、保険契約者または被保険者に不利な場合でなければ、保険者は被保険者のみに告知を求めることや、保険契約者を介して被保険者の告知を求めることが許される。裁判例も、このような実務の取扱いを認めている(裁判例③⑥⑪⑬等)。もともと、誰に告知を求めるのかを明確にしておかなければ、裁判例⑳事案のように解釈上の問題を生じる。

実務においては、かつて保険申込書兼告知書が「契約者記入」方式であったため、契約者が配偶者や親族の健康状態に関する告知欄を記入する例がしばしば見られた。保険者としても、契約者である配偶者が被保険者の健康状態について代理して告知していると期待していることが少なくなかった。

学説上、告知は法的には觀念の通知にすぎず、準法律行為に当たると解され、また一身専属的な性質を有するものではないとされている。<sup>(9)</sup>したがって、代理人による告知義務の履行も有効と認めるのが通説である。<sup>(10)</sup>裁判例においても、従来から代理人による告知が有効とした上で、告知義務違反の成否を判断している。<sup>(11)</sup>

裁判例⑳の契約では、Yが共済契約者として申込みを行い、申込書に記載された告知事項に回答した。そこで、Yが被共済者Aの告知代理人として告知を行ったのか、それとも告知義務者の一人として自己の立場から告知を行ったのか、すなわち本件告知におけるYの法的関係上の位置づけが問題となる。しかし、AがYに対し自己の受診歴等の事実を代わりに告知するよう明確に依頼したことを示す証拠はなく、判旨でもその点への言及は見られない。

そもそも、夫婦であるという関係のみをもって直ちに代理関係を肯定することはできない。「夫婦だから当然

に代理権がある」とする考えは、民法上も採用されていない。民法七六一条が定める夫婦間の債務連帯責任も日常の家事に限定されており、保険契約における告知義務とは性質を異にする。

前述のとおり、当該契約の申込書兼告知書には、被共済者が自ら回答すべき旨の記載も、共済契約者を介して回答してもよい旨の記載も存在しない。そうすると、原則に立ち返り、共済契約者と被共済者の双方が告知義務を負うべきである。したがって、当該事案において契約締結時に告知を行ったYは、Aの代理人としてではなく、告知義務者の一人として告知を行ったにすぎないと考える。<sup>(12)</sup>

## 2. 重要事項の該当性・告知事項の妥当性

### (1) 問題の所在

保険法では、「告知事項」を「重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの」とし、ここでいう「重要な事項」とは、危険に関するものをいい、そして、ここでいう「危険」とは、「被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう」という保険事故の発生の可能性をいう(三七条)。もっとも、具体的にいかなる「危険」が「重要な事項」に該当するかについては、保険契約の種類や告知事項が多様であることから、依然として解釈に委ねられている。<sup>(13)</sup>

改正前商法の下では、危険に関する「重要な事項」とは、危険測定に必要な事実であって、保険者が当該事実を知っていたならば、契約を締結しなかったか、少なくとも同一条件(保険料等)では契約を締結しなかったであろうと考えられるものをいうと解されていた(判例・通説)<sup>(14)</sup>。保険法の下においても、このような確立した解釈は維持されると考えられている。<sup>(15)</sup>

以上のとおり、保険法は、改正前商法の自発的申告義務から質問応答義務へと転換するとともに、告知義務の

対象を「危険」に関する重要な事項に限定することを明確化した。また、告知義務に関する規定は片面的強行規定とされているため、質問表（告知書）の質問事項も重要性の要件を満たす必要があり、重要性を欠く事項について告知を求めることは許されない。したがって、当該事項が重要事項に該当するか、また告知事項として妥当であるかが問題となる。

## （２）裁判例

別表裁判例において、重要事項の該当性または告知事項の妥当性が争われたものとしては、裁判例②⑧⑩⑪⑮がある。このうち、裁判例②を除き、いずれも重要事項の該当性または告知事項の妥当性を肯定されている。

裁判例②（盛岡地判平成二二年六月一日）は、被保険者が医師から肝疾患に関して「指示・指導」を受けていたにもかかわらず、これを告知書に記載しなかった事案である。判決は「過去三年以内に下記病気（肝炎、肝硬変、肝機能障害）で、手術を受けたこと又は二週間以上にわたり医師の治療（指示・指導を含む）・投薬を受けたことがあるか」との質問項目につき、「指示・指導」は、「その意味があいまいであるだけでなく、本件告知書に例示はもちろん、具体的な説明さえないこともあって、これについて『二週間以上にわたり』がどのように機能するかが必ずしも明らかでない」として、告知事項の妥当性を否定した。

裁判例⑧（東京地判平成二五年五月三一日）は、被保険者が保険契約締結の約一週間前に受診し、医師から大腸腫瘍または大腸炎の疑いがあるとして、大腸ファイバー検査を勧められたにもかかわらず、その事実を告知しなかった事案である。判決は「検査を勧められたことが告知すべき事項とされており、特段の限定は付されていないから、これらに該当する具体的事実は、これが保険金の支払事由の発生の可能性」、すなわち、被保険者の「死亡等の保険事故の発生の可能性に関して、重要でないと認められるべき特段の事情がない限り、重要な事項

であると解するのが相当である。」と判示した。

裁判例⑩（東京高判平成二六年七月二四日。原審・東京地判平成二六年三月一九日）は、被保険者が告知前日リンパ節炎の疑いを告げられ、リンパ節の腫れについて精密検査の指示を受けた事実を告知しなかった事案である。原審は「がんの発症又はがんによる死亡という保険事故の発生の可能性に関する重要な事項とは、がんの既往症又は現症に限るものではないから、医師の認識していた症状がリンパ節炎の疑いであったとしても、その症状による受診が重要な事項に該当しないとはいえない。」と判示した。控訴審も同旨を説示し、原審判決を支持した。

裁判例⑪（東京地判平成二七年一月二九日）は、被保険者が前立腺に関して要精密検査との指摘を受けていたにもかかわらず、その事実を告知しなかった事案である。判決は「告知すべき『重要な事項』とは、被保険者の生命の危険を予測する上で重要な事項をいうものと解されるところ」、「要精密検査の結果、その時点で前立腺ガンの診断がされていないとしても、要精密検査との指摘を受けていたことが告知すべき『重要な事項』に該当しなくなるものということはできない。」と判示した。

裁判例⑫（東京地判平成三〇年九月三日）は、被保険者が告知日の約一週間前に「ラクナ梗塞」（脳梗塞の一種）等と診断され、加療・投薬を受けていたにもかかわらず、その事実を告知しなかった事案である。判決は「危険に関する重要な事項に当たるかどうかは告知を求める内容により判断すべき」であり、当該告知事項は「その内容上、被告が生命保険契約を締結するか否か等を判断する上で危険測定のために重要な事実であるといえる。」と判示した。

(3) 学説上の議論

前掲裁判例の結論自体については、学説上、大きな異論は見られない。しかし、裁判例⑧が「死亡等の保険事

故の発生の可能性に関して、重要でない認められるべき特段の事情がない限り、重要な事項であると解するのが相当である。」と判示した点については、いかなる場合に「特段の事情」が認められるのが必ずしも明確ではないとの指摘がある。加えて、そのような特段の事情について保険金請求者側に立証責任を課すとすれば、保険金請求者にとって過度な負担になる可能性もある点にも疑問が呈示されている。<sup>(16)</sup>

改正前商法の下では、重要事項の該当性または告知事項の妥当性（重要性）に関する判断基準について、学説上、客観的基準説と主観的基準説が対立していた。<sup>(17)</sup>客観的基準説は、保険技術に照らして、かつあらゆる保険者に共通する保険取引の通念に従い、客観的に判断すべきであるとしている。<sup>(18)</sup>これに対し、主観的基準説は、具体的に保険契約を締結するのは個々の保険者であり、保険商品の多様化に伴う保険引受基準は保険者によって必ずしも同じではないことなどを理由に、各保険者が保険契約締結の当時に準拠していた危険選択の基準によるべきである、としている。判例・裁判例は従来、客観的基準説の立場に立っている。<sup>(19)</sup>

また、質問表の効力の解釈については、改正前商法の下で多様な見解があった。その中では、推定的効力説<sup>(20)</sup>が支配的であり、それを明示的に肯定した下級審裁判例が多数ある。<sup>(21)</sup>この説によれば、質問表は保険の技術に精通する保険者が作成したものであるから、これに掲げられた事項はすべて重要な事項と推定される。

保険法の下では、主観的基準説の立場が合理的であると支持している学説が多い。その理由として、保険法が告知義務の性質を質問応答義務とした以上、質問事項は各保険者が設定することとなり、その結果、重要性の判断基準は保険者ごとに異なる。したがって、重要性の判断について、主観的基準説を採用するのが妥当である。<sup>(22)</sup>

一方、質問表の推定的効力については、質問表に記載されている質問事項はすべて重要事項とみなすという従前の解釈が維持されるべきであるとする見解と、<sup>(23)</sup>質問の具体性を問わず保険者の質問事項すべてを重要と推定するのは妥当でないとする見解<sup>(24)</sup>に分かれている。後者の見解が多く見られる。その理由として、告知義務者が保険

者の引受基準を知り得ないこと、所定期間内の受診歴や投薬歴に関する質問事項が一般的に危険選択上重要であるとは限らないこと、保険者の質問事項すべてを重要と推定すれば、抽象的・包括的な質問まで危険に関する重要事項に含まれてしまいかねないこと、危険測定上重要でない事項まで保険者が自由に告知事項とすることが可能となることなどが挙げられている。

その他、告知書における質問事項については、一定程度包括的な質問を許容すべきであるとする見解もある<sup>(25)</sup>。その理由として、保険者の判断に影響し得る事実を特定した質問のみを告知事項と解することは現実的でなく、また、軽微な事実について告知義務の履行を求めることができないとすると、その背後にある危険選択上重要な情報を保険者が把握できなくなるおそれがある点が挙げられている。

#### (4) 検討

重要事項の該当性または告知事項の妥当性（重要性）の判断基準について、前掲五件の裁判例が客観的基準説と主観的基準説のいずれを採用したのかは必ずしも明確ではない。重要性の判断は、原則として個々の保険者の危険選択基準に基づいて行われるのが適切である。もともと、保険法が告知事項を危険に関する重要な事項に限定し、これを片面的強行規定としている以上、約款において危険に関する重要性を欠く事項や保険者一般の基準から著しく乖離した恣意的な事項について告知を求める旨の規定を設けることは、保険契約者等に不利な特約として許されず、無効になると考えられる<sup>(26)</sup>。

告知書記載の事項の推定効について、裁判例<sup>8</sup>は、「重要でない」と認められるべき特段の事情がない限り、重要な事項であると解するのが相当である。」として、その推定効を認めている。他の裁判例も、推定効を前提として重要事項の該当性または告知事項の妥当性を判断しており、少なくともこの推定効を覆す判断は示していな

い。

この問題については、保険法部会においても議論がなされていた<sup>(27)</sup>。告知義務の対象範囲を明文化するため、判例・学説を踏まえ、次のような立法案が提示された。すなわち、保険者が書面によって、または生命保険契約等において診査医が口頭で告知を求めた事項については、「危険に関する重要な事項」であると推定する旨の規定を設けるというものである。しかし、このような規定を設けると、「重要な事項に当たらない」ことの立証責任が保険契約者等の側に課せられることとなる。これは、専門的な知識に乏しい保険契約者等にとって著しく不利な結果をもたらすおそれがあることから、最終的に採用されなかった。

以上の立法経緯を踏まえると、保険法の下においても、告知書記載事項については、推定的効力が認められると解するのが相当である。

もつとも、保険法が告知義務の性質を自発的申告義務から質問応答義務へと改めた趣旨に照らせば、質問内容は、通常の告知義務者が容易に回答し得る程度に具体的であることを要する。したがって、質問表に記載される事項が抽象的・漠然としており、回答が難しい場合には、それが重要事項に該当するとの推定を容易に認めるべきではないとの指摘がある<sup>(28)</sup>。

例えば、「過去三年以内に肝疾患で二週間以上にわたり医師の指示・指導を受けたことがあるか」との質問事項は抽象的な質問に該当するとされる(裁判例②)。なぜなら、「指示・指導」は通常単発的なものであり、治療等と同列に扱うことはできないと考えられるからである。また、質問の対象期間が過度に長期かつ広範に及ぶもの(例えば、成人に対して幼少時を含めて、通院期間の長短に関わらず通院歴を問う場合)や、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といった、告知すべき具体的内容を告知義務者の判断に委ねる質問も、許容されないと考えられる<sup>(29)</sup>。

重要事項の該当性または告知事項の妥当性に関する判断は、保険契約者側ではなく、保険者側に委ねられている。したがって、保険者は、危険測定上重要である事項を自己の判断で選択した上で、それを告知義務者に質問すべきである。また、保険者は、商品性や申込承諾時の引受基準等を踏まえ、告知書に記載されている事項が重要性を満たしているかを適宜に見直す必要がある。

保険契約者側から、告知事項が重要事項に該当しない、または告知事項として妥当でないとの主張がなされた場合、本来は、その主張をする保険契約者側が立証責任を負うことになる。しかし、保険技術に精通していない保険契約者側がそれを立証することは容易でないため、重要事項の該当性または告知事項の妥当性については、保険者が立証責任を負うと解される<sup>(30)</sup>。

### 3. 告知義務者の知らない事実の告知

#### (1) 問題の所在

告知義務の対象となるのは、告知義務者が知っている事実に限定されるかどうかについて、改正前商法の下から議論がある。

古い判例の中には、たとえ告知義務者が保険契約締結時に重要事実を思い浮かべなかったとしても、少し注意を払えばこれを思い浮かべることができた場合には、重過失によって告知しなかったものとする、との定式を示したものが<sup>(31)</sup>ある。そして、近時の裁判例においても「知っている事実」に限定しない立場を示すものが少なくない。しかし、具体的事案に即してみると、告知義務者が事実を知らず、その不知について重過失が認められたといえる事例は、実際にはほとんど存在しないと考えられている<sup>(32)</sup>。

## (2) 裁判例

別表裁判例のうち、告知義務者の知らない事実の告知に係るものは、裁判例⑳（東京地判令和四年一〇月二五日）のみである。

共済契約者Yは、共済契約の申込書兼告知書において、配偶者である被共済者Aが過去一年以内に病气やけがで医師による検査・診察・治療・薬の処方および通院指示を受けたことがあるか、という健康状態に関する質問事項について、「いいえ」と回答した。しかし、Aは、当該共済契約締結の一週間ほど前にクリニックを受診し、うつ病と診断され、薬七日分を処方され、一週間後に再診を受けるよう指示を受けた（以下「本件受診等」という）。X共済者は、この事実をもって、告知義務違反を理由として当該契約を解除した。Yは、本件契約の申込み当時、Aから本件受診等を伝えられておらず、その事実を認識していなかったと主張している。

これについて、判旨は次のとおり判示している。「仮に、Yが本件契約の申込み当時Aの本件受診等を認識していなかった場合であっても、Yにおいて、本件契約の申込みに当たり、本件受診等があることをAに容易に確認し、認識することができたにもかかわらず、これをすることなく本件質問に『いいえ』と記載したことが認められる。」「したがって、Yは、本件契約締結当時、少なくとも、重大な過失により、告知事項について事実でないことを記載して本件契約の申込みをしたと認められる」。

## (3) 学説上の議論

告知の対象が告知義務者の「知っている事実」に限るかについて、学説上、改正前商法の下から、①告知義務者が知っている事実に限られるとする見解と、②知らない事実でも、その不知に重大な過失があれば告知義務違反が成立し得るとする見解が対立してきた。①の見解が支配的である。

①の見解によれば、告知義務者が知らない事実を告知することは不可能である以上、これを告知しなかったことについて重大な過失による告知義務違反を認めると、事実上、告知義務者に未知の事実を探知・調査する義務を課することになり、告知義務制度の趣旨を逸脱する。したがって、告知義務者は、自己の知っている事実のみを告知すれば足りる。告知義務者の知らない事実については、その不知が過失に基づくかどうかを問わず、告知義務の対象とはならない。

これに対し、②の見解によれば、告知の対象は必ずしも「知っている事実」に限定されるものではない。たとえ告知義務者が当該事実を認識していなかったとしても、その不知が著しい注意義務違反に基づく場合や、保険者を欺罔する意図の下で「知らなかった」と主張する場合（例えば、「思い出さなかった」とする弁解を含む）には、故意または重大な過失に該当し、告知義務違反による解除が認められ得る。

#### (4) 検討

保険法部会においては、告知の対象は告知義務者が知っている事実に限られることを明示し、ある事実を知らなかったことにつき重大な過失があったとしても契約の解除を認めるべきではない、との意見が示されている<sup>(35)</sup>。なお、知っている事実のみに告知義務が及ぶとするのは、英米法・大陸法を通じて比較法的に支配的な立場である。ただし、スイス保険契約法四条一項はその例外として位置づけられる<sup>(36)</sup>。

保険法における告知義務制度の趣旨に照らせば、告知の対象は、やはり告知義務者が知っている事実に限定するのが適切である。したがって、原則として告知義務者は、保険者から告知を求められた時点で知っている事実を告知すれば足りる。保険者を欺罔する意図の下で「知らなかった」と主張する場合には、それはそもそも「不知」ではなく、「知」に該当すると評価するのが相当である。

裁判例⑳の事案では、被共済者Aは単独で通院しており、本件受診等を共済契約者Yに伝えていなかった。前述の法理によれば、Yは告知事項を回答する時点で、自ら知っている事実に基づいて回答すれば足りる。これは、保険契約者が被保険者の配偶者や親族である場合も同様である。家庭の事情や夫婦関係によって、配偶者であるからといって常に相手方の健康状況をすべて把握しているとは限らない。仮にYが告知事項に回答する際にAへ確認を試みたとしても、事情によってはAが事実を伝えない可能性も考えられる。もしAが容易に伝える立場であったのであれば、本件受診等の後、積極的にYに伝えていたはずである。したがって、裁判例⑳の判旨が、YがAに確認しなかったことを理由に重大な過失を認めたと疑が残る。このような判断は、告知義務者に新たに事実の探知・調査義務を課すに等しく、質問応答義務を導入した保険法改正の趣旨を逸脱する結果となりかねないからである。<sup>(37)</sup>

#### 4. 復活時における告知義務が存在するか

##### (1) 問題の所在

保険契約の「復活」は、生命保険約款上に一般に定められている制度である。生命保険契約では、保険料の払込みが遅れて、払込猶予期間（月払の場合は払込期月の翌月の一日から末日まで、半年払・年払の場合は払込期月の翌月の一日から翌々月の月単位の契約応当日まで）が経過すると、自動振替貸付が適用されるか、そのまま契約が失効するかのいずれかになる。そして、失効すると、契約関係は消滅することになるため、たとえば支払事由が発生しても、保険金などが受け取れないことになる。

他方で、契約失効後一定の期間（通常は三年）内であれば、保険契約の復活を請求できるとされている。もっとも、失効期間中に被保険者の健康状態に変化する可能性があることに鑑み、復活時には保険者が再度の危険選

扱を行うことが必要である。そのため、多くの約款では、復活に際し告知義務者に改めて告知を求める旨が明記されている。かかる規定は従来、判例・学説上も有効とされてきた。<sup>(38)</sup>

しかし、復活時の告知制度について保険法には明文の規定が置かれていない。解釈上は、同法の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を適用ないし類推適用することになる。<sup>(39)</sup>そのため、復活時に告知義務を課すこと自体の必要性や、復活時における告知義務違反を理由とする保険者の契約解除が信義則に反しないかが、従来から問題とされてきた。

## (2) 裁判例

別表裁判例のうち、復活時の告知義務に関する裁判例は、**③⑩⑫⑱**の四件がある。いずれも復活時の告知義務の必要性は否定されていない。

もつとも、裁判例**③**(東京地判平成二三年六月三〇日)<sup>(40)</sup>は、復活時の告知義務違反を認めつつも、保険契約者側を救済する観点から、信義則により保険者の解除を否定した初めての裁判例として注目されている。その概要は以下のとおりである。

本件は、X社が代表者Aを被保険者としてY保険者と生命保険契約を締結したところ、保険料口座振替が二度にわたり残高不足で不調となり、無催告失効条項により契約が失効した事案である。X社は失効後約一か月で復活請求を行い、Y保険者の承諾により契約は復活した。その後、X社は復活した契約に基づき、Aの病死を理由として保険金等の支払を請求したが、Y保険者は、復活請求時にAの病状等の重大事項について告知義務違反があったとして契約を解除し、支払を拒否した。本件の争点の一つは、Y保険者による解除および保険金支払拒否が、信義則違反または権利濫用に当たるかである。判決は、X社の請求を一部認容し、次のとおり判示した。

「本件保険契約の復活に際し告知義務が課される趣旨を検討すると、生命保険契約の復活の場合、ひとたび消滅した保険契約の効力を再び発生させるものであるから、復活の際に、保険者に改めて危険選択の機会を与えることにあると考えられる。…保険契約失効から三年以内に復活請求が許されているため、比較的長期間、保険契約者側に復活請求するか否かの選択権が存することになり、保険事故の発生のリスクが高い者が復活請求へより選好的な態度を示すことは見やすいところであり、その結果、いわゆる逆選択が生じ、保険制度を支える合理的な計算を歪めるおそれがある。」

「本件保険契約は、一〇年毎の保険期間が、被保険者の年齢が八〇歳以下…であるかぎり、その健康状態にかかわらず、自動更新され、保険契約者側に何らの告知義務が課されていないものであること」を踏まえると、「仮に、保険契約者側の単純な過失によって保険料振替が遅れ保険契約が失効してしまったもの、直ちに復活請求をして所定の保険料を納めた場合、ほとんど逆選択が生じる余地が乏しく、また、保険料算定計算を歪め、保険制度の基礎を揺るがすということにもならないと考えられるので、告知義務を課す必要性、合理性が薄れるものということができ、事案に応じて告知義務違反を前提とする解除を制限する余地もあると解される。」

「さらに、生命保険契約の復活は、別個の保険契約が新たに成立するのではなく、保険契約が失効して消滅したというその消滅の効力を失わせて、失効前の保険契約の状態を回復するという側面があるために、新規の契約を締結するのとは異なり、特殊な契約であると一般に解されており、従前からの契約の継続性という要素が不可避的に具有されるものと考えられる。」

そして、場合によっては数十年にも及ぶ保険契約が保険契約者側の一時の過失による保険料不払によって失われる不利益は甚大であるのに対し、逆選択のおそれが必ずしも大きくない事案における保険制度全体への影響とを比較すると、保険契約者側を救済するという均衡のはかり方もあながち不合理ではないというべきである。」

「本件における諸事情に鑑みれば、保険制度全体に与える影響を考慮しても、本件約款を形式どおりにあて、保険契約復活請求時の告知義務違反を理由に解除を認めるのは、保険契約者に酷にすぎるので、信義則上、被告の解除は否定されるべきである。」

(3) 学説上の議論

失効保険契約の復活の法的性質とその効果、およびその前提としての保険契約失効の法的解釈について、従来  
の通説は、約款に失効保険契約の復活規定がある場合、契約は失効により一旦消滅するものの、復活手続によつてその効力が再生し、失効という法効果は失われ、従前の契約内容が回復するとし、そして、失効保険契約の復活を、契約失効前の状態を回復させる特殊の契約であると位置づけている（特殊契約説）。これに対し、保険契約部分的失効説、保険責任消滅説、保険契約完全消滅説といった批判的な見解も存在する<sup>(41)</sup>。もっとも、いずれの見解も、復活時における告知義務の必要性を肯定する点では共通している。

本判決も「逆選択が生じ、保険制度を支える合理的な計算を歪めるおそれがある」という観点から、復活時における告知義務の必要性を肯定している点については、学説上、特段の異論はない。しかし、信義則を用いて告知義務違反による解除を否定した判旨については、批判的な見解が多く見受けられる<sup>(42)</sup>。その理由は、主に以下のとおりである。

① 無催告失効条項を有効と判断し、失効自体も有効と肯定し、さらに復活時の告知義務およびその違反を認め、解除不可事由の不存在まで認定したのであれば、告知義務違反に基づく解除と認めるべきである。にもかかわらず、信義則を安易に適用して解除を否定した点には違和感が残る。

② Aは二度にわたり復活請求書兼告知書に虚偽申告をしており、信義に悖る行為が認められるのはむしろA側

である。したがって、X社の請求こそ退けられるべきであるにもかかわらず、本判決がこれと逆の結論に至っている点は妥当性を欠く。

③ 現行の復活の制度は、三年間の復活可能な期間を前提に組み立てられているところ、失効直後の復活の場合のみを取り上げて保険契約者側を救済することは、法的安定性および約款実務の安定性に重大な支障が出る可能性があるため、問題がある。

もつとも、逆選択が生じない場合には告知義務を課する必要はないとの本判決の示唆については、基本的に正当であると評価する見解もある。<sup>(43)</sup>

#### (4) 検討

裁判例③の判決は、生命保険契約の復活が一度消滅した契約効を再度生じさせるものである以上、復活時に保険者に改めて危険選択の機会を与える必要があるとする。復活請求は失効から三年以内と比較的長期間にわたり認められているため、リスクの高い者ほど復活を愛好しやすく、逆選択が生じて合理的な保険料計算を歪めるおそれがある。このような復活時における告知義務の意義を踏まえて、約款規定を有効とした同判旨部分は、従来判例・通説とも軌を一にするものであり、妥当である。

同判決が告知義務違反によるY保険者の解除を否定した理論構成は、概ね次のとおり整理できる。

① 本件保険契約は、被保険者が八〇歳以下であれば健康状態にかかわらず自動更新され、更新時の告知義務もないことを踏まえると、過失による一時的な失効でも速やかな復活があれば、逆選択が生じる可能性は低く、保険料計算を歪めるおそれも乏しい。このような事情に照らせば、逆選択の懸念は小さく、告知義務の必要性・合理性も薄れ、事案によっては告知義務違反による解除を制限し得る。

② 生命保険契約の復活は、新たに別個の契約を成立させるものではなく、失効による消滅効を失わせて失効前の契約状態を回復させる制度である。したがって、新規契約とは異なる特殊な契約という法的性質をもち、従前契約との継続性を不可避的に伴う（特殊契約説が採られている）。

③ 長期契約が一时的な過失で失われる不利益は甚大であるのに対し、逆選択のおそれが必ずしも高くない事案では保険制度への影響も限定的である。両者を比較すれば、保険契約者を救済するという均衡の図り方も不合理とはいえない。

④ 本件の諸事情に鑑みれば、約款を形式的に適用して復活時の告知義務違反による解除を認めるのは保険契約者に酷にすぎる。したがって、信義則上、Y 保険者の解除は否定されるべきである。

要するに、本判決は、復活時に保険者が再度の危険選択を行う必要性を踏まえ、約款に基づき被保険者の告知義務違反を肯定しつつも、失効直後の復活であったことなどを理由に、信義則を用いて保険者の解除を否定した。しかし、約款上、失効から一定の短期間内の復活について告知義務を不要とする明文の特則が存在しない限り、このような判断は、告知義務制度の安定性や保険契約者間の公平性を損なうおそれがある。<sup>(44)</sup>したがって、筆者も先行研究と同様に、本判決の結論には賛同しがたい。

もつとも、本判決は、善意の保険契約者を救済する観点から、失効後一定期間内の復活については、自動更新に準じて告知義務の適用を制限する余地を示唆しており、この点は注目し値する。ただし、この「一定期間」をいかに設定するかについては、逆選択防止の観点（例えば、年齢要件や復活請求の回数制限）、保険数理上の合理性（保険制度を支える計算を歪めないこと）、さらには事務処理上の負荷等を総合的に考慮して決定されるのがよいであろう。また、このような扱いを認めるのであれば、その内容を約款上明確に定めておくことが不可欠である。<sup>(45)</sup>

### Ⅲ. 告知義務違反による解除に関する諸問題

#### 1. 告知義務違反の解除要件

##### (1) 問題の所在

保険法は「保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。」と定めている(五五条一項)。この規定は、改正前商法における「悪意」を「故意」に改めた点を除き、実質的には従前の規律を維持するものである。

定説によれば、告知義務違反による解除の要件は、客観的要件と主観的要件とに区別される。客観的要件とは、「事実の告知をしなかったこと」(不告知)または「不実の告知をしたこと」(不実告知)をいい、主観的要件とは、告知義務者に「故意又は重大な過失があること」をいう。これらの客観的要件と主観的要件の双方が満たされる場合に限り、保険者は保険契約を解除することができる。

そこで、告知義務違反がある場合に、いかなる事情の下で故意または重過失が認められるかが問題となる。

##### (2) 裁判例

別表裁判例をみると、保険法施行後に「故意」を認めたのは⑧⑨の二件、「故意又は重過失」、「故意又は少なくとも重過失」を認めたのは①⑦⑬⑭⑰の五件、「重過失」、「少なくとも重過失」を認めたのは④⑤⑩⑪⑮⑯⑳の七件である。一方、告知義務違反自体は認めつつも「故意又は重過失」を否定したのは②⑬の二件であり、また、告知義務違反を認めたものの「故意又は重過失」について明示的な判断を示さなかったものは③⑥⑫⑲の四

件である。後者四件はいずれも、保険者の過失による不知や保険媒介者による告知妨害等、解除阻却事由の有無が主たる争点となっている。

告知義務違反の事実関係および、裁判例が故意または重過失の有無を判断する際に考慮している要素は、主に次のとおり分類することができる（なお、複数の要素が重複して考慮されることがある）。

- ① 被保険者の現症・既往症の重大性および自覚症状 (① ③ ④ ⑤ ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑰)
- ② 医師による診察・治療・投薬・通院指示、健康診断結果の通知内容、精密検査や手術に関する説明・指示、ならびにこれらの事実と告知時との時間的近接性 (② ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑬ ⑮ ⑯ ⑰ ⑲ ⑳)

③ 不告知された事実の重要事項該当性等 (② ⑧ ⑩ ⑪ ⑮)

その中でも、特に注目されるのは、「故意」が認められた裁判例⑧と⑨である。以下、これらを取り上げて検討する。

ア．裁判例⑧（東京地判平成二五年五月三一日）<sup>(46)</sup>

本件は、保険契約者兼被保険者Aが、告知日一週間前に病院で受診し、医師から大腸検査を勧められた事実を告知しなかった事案である。

判決は、Aは、Y保険者が、「保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面により告知を求めた事項について、その書面により告知することを要することとなると解される。」Y保険者「の死亡等の保険事故の発生の可能性に関して、重要でないと認められるべき特段の事情がない限り、重要な事項であると解するのが相当である。」「Aが本件受診をした事実及び本件受診において医師から大腸の検査を勧められた事実は、本件告知書に記載された上記の告知すべき事項に該当することが明らかである。」よって、「本件不告知は、本件保険契約における告知義務に違反するものであると認められる。」そして、「Aは、本件受診をしたこと及

び本件受診において大腸の検査を勧められたことを認識していたことが明らかであるから、これらを認識しながら告知しなかったこととなり、本件不告知について、故意があったと認められる。」とした。

イ・裁判例⑨（大阪高判平成二五年九月二〇日。原審・大阪地判平成二五年四月二六日）<sup>(47)</sup>

本件は、原告が「被保険者は告知書において前立腺がん疑いで受診した事実を忘れて告知しなかった」と主張した事案である。

一審判決は、「告知義務違反における重過失には、告知時に告知の対象となるべき事実そのものを忘却し、かつ、その忘却していたことについて重過失がある場合を含むと解するのが相当である。そして、この重過失に当たるかどうかの判断に当たっては、疾病の重大性、通院等の日数、告知時からの時間的近接性、自覚症状、検査や医師からの説明内容、当該疾病が軽症と考えてもやむを得ない事情があったかなかなど諸般の事情を総合考慮すべきである。」また「実通院日数や検査日数が短いことは一般論としても、時の経過とともにその検査を受けた事実自体を忘れやすくなる方向に働く事情というべきである。」と判示した上で、被保険者の実通院日数が三日間と短いこと、通院時期が本件告知より約三年四か月前と相当期間前であること、前立腺がんの自覚症状がなかったこと、告知書作成時に七四歳の高齢者であったことなどの事情に照らして、被保険者に重過失があったことを否定している。

これに対して、控訴審判決は、事実認定により被保険者が当該事実を忘却していたことはあり得ないとして、故意の告知義務違反の成立を認めている。

### (3) 学説上の議論

ア・裁判例⑧ 告知義務違反が「故意」によるものとされた判旨については、次のような指摘がなされている。

すなわち、

医師と患者とのやり取りの中では、患者の主観において、検査を「勧められた」とは必ずしも認識しない場合もあり得る。この点は、保険契約者兼被保険者 A に故意または重大な過失（主観的要件）があったか否かを判断する際に考慮されるべきである。にもかかわらず、医師から「本件受診において大腸の検査を勧められた」という事実のみをもって、直ちに A がそのように認識していたと評価し、「故意」を認定した点には、なお疑問の余地があるとされている。<sup>(48)</sup>

本件では、告知事項に該当する事実の存在を前提とした上で、被保険者が当該事実を告知不要または重要でないと判断した点について、「故意」の有無よりも、むしろ「重過失」があったか否かを判断すべきであったと考えられている。<sup>(49)</sup>

イ. 裁判例 ⑨ 控訴審判決の結論には概ね異論がないが、次の旨の見解が示されている。

告知時に告知対象となる事実を忘却していた場合について、質問された重要事実を認識しながら告知しなかったときは、通常は故意による告知義務違反に当たると見られる。他方で、本当に思い出せずに、それが甚だしい不注意による場合には重過失に該当するが、記憶想起を妨げる事情があれば、重過失が否定される余地もある。<sup>(50)</sup>

故意の告知義務違反の成立要件について、①告知すべき事実の認識、②当該事実が告知事項に当たるとの認識、③告知しないことの認識、の三点が必要である。そして、①と②の故意は厳密に区別されるべきであり、例えば、既往症の存在を認識していても、それを軽微と判断して告知しなかった場合には、②について重過失が認められるとしても、②についての故意があったとはいえない。<sup>(51)</sup>

## (4) 検討

改正前商法の下では、告知義務違反について「故意」による不告知または不実告知を認定することは実際困難であった。そのため、裁判例の多くは「故意」と「重過失」とを必ずしも厳密に区別せず、認定事実に基づき「故意又は重大な過失があった」、あるいは「故意又は少なくとも重大な過失があった」と判示してきた。これに対し、保険法の下では、「故意」と「重過失」を区別して判示する傾向が見受けられ、なかでも単に「重大な過失があった」と認定する裁判例が増加しつつある。他方で、「故意」による告知義務違反を明確に認める裁判例は依然として少ない。その意味で、「故意」を認定した裁判例<sup>8</sup>と<sup>9</sup>は、特に注目に値する。

「故意」の判断基準については、改正前商法の下における有力説によれば、告知義務者が次の三点をすべて認識している場合と解されていた。<sup>52</sup>すなわち、①重要な事実があること、②その事実が告知すべき重要な事実であること、および③その事実を告知しないこと、である。そして、②または③のいずれかの点を認識しなかったことについて甚だしい過失があった場合に重過失が認められることになる。かかる判断基準は、保険法の下においてもしばしば用いられている。<sup>53</sup>

これに対し、次のような批判的な見解が示されている。<sup>54</sup>保険法において、告知の対象とすべき事項を保険者が判断し、告知義務者は保険者から質問を受けた事項についてのみ答えれば足りるという仕組みに改められた。そのため、告知義務違反における「故意」の対象は、当該事実が保険者から質問された事項に該当するか否かに限られ、当該事実が「重要な事実」であることの認識までは要しない。

筆者もその批判的見解を支持する。保険法の立法改正は、重要性の判断を保険契約者側に委ねないために、自発的申告義務から質問応答義務へと仕組みを転換したものであり、この点は制度上極めて重要な変更である。それにもかかわらず、依然として「重要な事実であることの認識」を告知義務者の故意または重過失の要件と解す

ることには疑問が残る。したがって、前述の「故意」認定の三要件については、次のように修正して理解するのが適切であろう。すなわち、告知義務者が、①告知事項に該当する事実が存在すること、②当該事実を告知すべきであること、③当該事実を告知せず、または不実に告知すること、をすべて認識している場合である。

## 2. 保険者の過失

### (1) 問題の所在

保険法では、告知義務違反による解除権の阻却事由の一つとして、保険者の知または過失による不知が定められている(五五条二項一号)。この規定は、改正前商法から引き継がれたものである。その趣旨は、保険者が告知義務違反の事実を知っていた、または過失により知らなかった場合には、保険者には危険選択の機会があったといえること、また取引上の公平の観点からも保険者に相応の注意義務を尽くさせる必要があることから、そのような保険者に解除権を認めて保護することは相当でない、という点にある。

保険者の過失は、従来、保険者としての通常の注意を尽くせば問題の事実を知り得たときには、過失があると解されてきた<sup>(55)</sup>。そして、その過失の有無は一般的に告知受領権を有する者を基準に判断される。診査医は告知受領権を有するため、診査医の知・過失による不知は保険者の知・過失による不知に帰属すると解され、この点については古くから判例・学説が一致している<sup>(56)</sup>。一方、告知受領権を有しない生命保険面接士および生命保険募集人の知・過失による不知は、直ちに保険者の知・過失による不知とはならないとするのが、従来からの判例・多数説の立場である<sup>(57)</sup>。その理由としては、①契約締結権限を有しないこと、②危険選択能力を欠くこと、③生命保険募集人の知・過失が保険者の知・過失となる懸念があること、④告知受領権の付与は保険者の意思次第であること、などが挙げられる。

そこで、告知義務違反を理由として解除権を行使するに当たって、保険者に知または過失による不知があるか否かが問題となる。

## (2) 裁判例

別表裁判例のうち、保険者の過失の有無が争点となったのは、**②③④⑤⑥⑦⑨⑭**の八件であり、いずれの事案においても保険者の過失は否定されている。

知・過失による不知の主体は、従来どおり告知受領権の有無を基準として判断される。この点につき、裁判例**⑦**は診査医に告知受領権があることを認め、裁判例**④**は生命保険募集人には告知受領権がないことを明示している。

裁判例**②③⑤⑨**はいずれも、認定事実から保険者の担当者に知・過失による不知を否定している。

また、被保険者が団体信用生命保険（団信）の加入時に告知義務違反があったが、保険者が個人保険のデータベースにアクセスして確認しなかったことが過失に当たることが争点となった事案については、否定的に判断されているのは裁判例**⑥⑭**である。その理由付けとして、裁判例**⑥**（東京地判平成二四年八月七日）は、次の旨を判示している。

告知義務制度の下では、保険者は保険契約者・被保険者の誠実な告知を前提として危険選択を行うものである。約款にいう「過失」とは、告知義務違反があってもなお解除を認めることが衡平を欠くといえる程度の注意義務違反をいう。団体信用生命保険において、全件につき個人保険のデータベースを照会することを保険者に求めれば、保険料の高額化や引受判断の遅延を招き、制度の趣旨を損なうおそれがあるため、告知義務違反を疑うべき事情のない場合、保険者が個人保険のデータベースにアクセスしなかったことは注意義務違反に当たらず、約款

上の過失は認められない。

なお、判例⑭（東京地判平成二九年三月二九日）も同様の判旨となっている。

### （3）学説上の議論

裁判例⑥については特に注目を集めており、<sup>(58)</sup> 以下のような見解・指摘が示されている。

個人保険では、被保険者の健康情報や給付履歴が引受判断に当然に利用され、被保険者もその範囲での情報利用を理解していると考えられる。他方、団体信用生命保険のような特殊な保険において、個人保険の情報を利用すべきかが問題である。結果として、部門別に情報が管理され、個人保険と団体保険の部門間で情報を相互に共有する仕組みには限界がある。なお、被保険者から告知より得た健康情報や給付受給履歴については、保険者が他の保険の引受判断に利用することを、告知書等で同意を得ることが必要である。<sup>(59)</sup>

また、現行の実務運用に従った結果、告知義務違反の事実を看過したとしても、当該告知義務違反をした被保険者との関係で、それが衡平に反するということはできないとした判旨には一定の理解ができる。他方で、今後、情報技術が進歩し、低コストで個人保険と連動した検索システムが構築され、団信の引受判断において個人保険データベースの照会が業界の標準となれば、これを行わず告知義務違反を看過した保険者には過失が認められ、<sup>(60)</sup> 解除が否定される可能性もあると考えられる。

### （4）検討

団体信用生命保険は、住宅ローンの貸手である債権者（金融機関等）を保険契約者兼保険金受取人とし、借り手である債務者を被保険者として締結される団体定期保険契約である。団信は、複数の保険者が共同して引受け、

引受会社の一社が幹事会社として契約事務を行うのが通例であり、低廉な保険料と迅速な引受判断の特徴を有する。そのため、告知書の記載から特段の疑問が生じない限り、団信部門が個人保険のデータベースにアクセスして保険給付履歴等を確認することは、現行の実務では想定されていない。<sup>(61)</sup>

団信における保険者の過失については、当時の保険業界における標準的な事務体制を基準に判断すべきである。<sup>(62)</sup> 裁判例<sup>64</sup>は、団信の特殊性および引受実務の現状を踏まえ、同一保険者であっても、個人保険で得られた同一被保険者に関する重要事実を団信部門が引受判断に際して利用しなかったことは、保険者の過失を基礎づける注意義務違反に当たらないと判断した。この判断は、従来の裁判例の立場とも整合し、妥当であると考えられる。<sup>(63)</sup>

もともと、一般消費者の立場からすれば、同一の保険会社であるにもかかわらず、部署の違いのみを理由に個人保険の情報を共有しない取扱いは、保険者側の都合にすぎず、理解し難い側面もある。<sup>(64)</sup> 今日のアI時代を踏まえれば、適切な情報管理体制を前提として、低コストで個人保険情報を即時検索可能なシステムの構築について、検討が進められることが期待される。

### 3. 保険媒介者の告知妨害等

#### (一) 問題の所在

保険法は、告知義務違反による解除権のうち一つの阻却事由として、保険媒介者による告知妨害または不告知教唆がある場合を定めている（五五条二項二号・三号。以下、併せて「告知妨害等」という）。これは、保険法により新たに設けられた規定である。その立法趣旨は、保険媒介者の説明や助言を信頼した保険契約者側を保護するため、告知妨害等に起因する告知義務違反の不利益を保険契約者側に負わせるのではなく、保険媒介者を指揮・監督する保険者側に帰属させるのが相当であるとする学説・裁判例の考え方を採用した点にある。<sup>(65)</sup>

「告知妨害」とは、告知義務者の意思が介在せず、保険媒介者が告知を妨げる場合をいい、告知の機会自体を与えなかった場合も含まれる。他方、「不告知教唆」とは、保険媒介者による不当な勧誘・誘導の下で、告知義務違反自体には告知義務者の意思が介在している場合をいう。<sup>(66)</sup> もっとも、仮に告知妨害等が存在しなくても、告知義務者が自ら告知義務違反を行ったと認められる場合には、原則に戻って保険者は解除権を行使できる（五五条三項）。同項は、保険媒介者による告知妨害等の有無にかかわらず、当初から告知義務違反を意図する悪質な保険契約者等を解除権阻却の対象から除外し、そのような場合にまで解除権を否定するのは相当でないとする趣旨である。<sup>(67)</sup>

そこで、告知義務違反が認められる場合には、保険媒介者による告知妨害等の有無が問題となる。

## (2) 裁判例

別表裁判例において、保険媒介者による告知妨害等の該当性が争点となったのは、**4** **10** **12** **14** **16** **18** **19** **20** の八件である。このうち、事実認定の結果、七件では否定され、肯定されたのは、**12** の一件のみである。以下、これを取り上げて検討する。

裁判例**12**（東京地判平成二七年九月一〇日）<sup>(68)</sup> は、生命保険契約の復活時に被保険者が直腸癌に罹患し、手術・通院していた事実を告知しなかったことにつき、保険募集人による不告知教唆があったことを認め、告知義務違反を理由とする契約解除は信義則に反し許されないと判示した事案である。

判決は、保険契約者兼被保険者Aが第三回復活手続において癌罹患の事実を告知しなかった時点で告知義務違反が成立し、約款上の解除事由があることを認めた。もっとも、その不告知は、生命保険募集人Bが癌罹患の事実を知りながら「書かなくてよい」などと虚偽の告知を勧めたことによるものであり、不告知教唆があったと認

定した。また、Aは保険契約に関する知識に乏しく、専門家であるBの説明を信頼したことはやむを得ず、さらにBは第二回復活手続時にも告知を助言せず契約が問題なく復活したことから、Aが自己の行為が告知義務違反に当たり深刻な不利益を生じると認識することは困難であったとした。加えて、Bの行為についてY保険者に選任・監督上の過失があり、Yがその後も保険料を收受し続けていたことを考慮すると、告知義務違反を理由とするY保険者の解除は、信義則に反し許されないと判示した。

### (3) 学説上の議論

学説上、裁判例⑫におけるY保険者の解除を否定した結論自体に異論は見られないが、その理論構成については、主として以下のような議論・指摘がなされている。

ア・適用法律の問題 本件保険契約は保険法施行前に締結されたが、その後の三回の復活のうち二回目以降は、保険法施行後の手続きであるため、適用法の問題が生じる。しかし、立法担当者の見解によれば、本件は保険法を適用し得る事実と解され、むしろ保険法五五条に基づく解決が妥当であったと考えられる。<sup>69)</sup>

イ・第二回復活時における生命保険募集人の不作為 第二回復活手続において、Bが告知義務違反を知りながら何ら助言等を行わなかったことは、告知義務違反を見逃した、あるいは黙認した不作為と評価でき、生命保険募集人として不適切である。一般に、不作為は告知妨害または不告知教唆のいずれにも該当しないと考えられている。ただし、本件においては、当該不作為が第三回復活手続におけるAの告知義務違反に影響を及ぼした点を踏まえると、告知妨害または不告知教唆と評価し得る余地もある。<sup>70)</sup>

ウ・保険法五五条三項に該当する可能性 Aは第二回復活時にも告知義務違反があったことから、第三回復活時にBの不告知教唆がなくとも告知義務違反を行った可能性は否定できない。仮にこのような事実が認定され

ば、保険法五五条三項が適用され、保険者による解除が認められる余地は残る。ただし、その場合でも信義誠実の原則により Y 保険者の解除権が阻却され得るかは微妙である。いずれにせよ、本件判旨では、B の不告知教唆と A の不告知との間の因果関係について、より踏み込んで検討すべきであった。<sup>(7)</sup>

#### (4) 検討

裁判例<sup>(8)</sup>は、次の事情を総合考慮し、Y 保険者が告知義務違反を理由に解除を主張することは信義誠実の原則に反し許されないと判断したものと理解できる。すなわち、①第三回復活時に B が A に対し癌罹患事実について不告知教唆を行ったこと、②第二回復活時にも、告知事項の存在を知らずながら B が告知を促さず、告知事項なしと記載した告知書を Y 保険者に提出したこと、③これらの行為により、A が告知義務違反の重大な不利益（解除・保険金不払い）を認識し得なかったこと、④ Y 保険者に募集人の選任・監督上の過失が認められること、⑤ Y 保険者が復活後も保険料を収受し続けていたことである。以上を踏まえれば、本判決の判断は妥当であると考ええる。

第二回復活時の B の対応のように、保険媒介者が告知事項の存在を知らずながら助言等を行わなかった、いわゆる不作為類型を告知妨害または不告知教唆として評価できるかについて、学説上議論がある。すなわち、不作為類型を告知妨害または不告知教唆に含めると、結果的に募集人に告知受領権を認めると同様の帰結となるため該当しないとする見解がある一方、告知すべき事実を知っている以上、告知を促すことが媒介者の責務であり、不作為も告知妨害または不告知教唆に当たり得るとする見解もある。<sup>(9)</sup> 少なくとも、不作為類型について直ちに告知妨害または不告知教唆に該当するとまではいえないにしても、保険媒介者の対応に問題があることは否定できず、この問題についてはなお検討を要する。

前述の学説上の議論で言及されたように、仮に募集人Bが不告知教唆を行わなかったとしても、被保険者Aがいずれにせよ告知義務違反をしたと評価できる場合には、保険法五五条三項（解除権阻却不適用の特則）に基づき、保険者が告知義務違反を理由に解除しても信義則に反しないと解する余地はある。しかし、本件では、Aの告知義務違反がBの不告知教唆に起因するものであり、Aは解除や保険金不払いといった不利益を全く認識していなかったと認定されている。そのため、AとBが共謀して告知義務違反を行ったと認定することはできない。これらの事情を踏まえると、本件において保険法五五条三項を適用することは困難である<sup>(73)</sup>と考える。

#### IV. おわりに

以上、保険法施行後における告知義務および告知義務違反による解除をめぐる裁判例・学説の動向を考察してきた。もつとも、本稿では、因果関係不存在特則（五九条二項一号但書）の判断基準や解除権の除斥期間（五五条四項）の起算点については検討できておらず、今後の課題としたい。

保険法の下で改正前商法における多くの問題は解消されたものの、なお未解決の論点や新たに生じた課題が残されていることも明らかとなった。本稿で提示した理論的・実務的論点が、今後の判例研究や学説の深化に資する一助となれば幸いである。

(1) 「集団定期保険」は団体保険の一種であり、企業の役員・従業員を被保険者とするものが多い。

(2) 判例研究として、榊素寛・事例研レポ三七九号一八一―三二頁（二〇二五）、李鳴・事例研レポ三八一―二二頁（二〇二五）がある。

- (3) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』二八二頁(有斐閣・一九八五)、西島梅治『保険法〔第三版〕』四四頁(悠々社・一九九八)、榊素寛「判批」事例研レポ一九一号一四頁(二〇〇四)、山下友信「米山高生編『保険法解説―生命保険・傷害疾病定額保険』」一六三頁「山下友信」(有斐閣・二〇二〇) 他。
- (4) 岡田豊基「告知義務」落合誠一「山下典孝編『新しい保険法の理論と実務(別冊金融・商事判例)』」七七頁(経済法令研究会・二〇〇八)、今川嘉文「内橋一郎編著『保険法 Map―消費者のための保険法ガイドブック(解説編)』」八一頁(民事法研究会・二〇二三) 他。
- (5) 林修三「法令用語の常識」一一頁(日本評論社・一九五八)、李鳴「一般市民のための法学入門」九九―一〇〇頁(放送大学教育振興会・二〇二三)、保険法部会第一回議事録三三頁(二〇〇六) 参照。
- (6) 宮島司編著『逐条解説 保険法』四五―一頁「李鳴」(弘文堂・二〇一九)、李鳴「保険法における告知義務および告知義務違反による解除の法的構成」放送大学研究年報三五号四五頁(二〇一八)。
- (7) 大森・保険法一二三頁、西島・保険法四四頁、中西正明「生命保険法入門」一一〇頁(有斐閣・二〇〇六)、宮島・逐条解説四五―二頁「李鳴」、李・前掲論文四五頁、山下友信「竹濱修」洲崎博史「山本哲生著『保険法〔第五版補訂版〕』」二七〇頁以下「竹濱修」(有斐閣アルマ・二〇二五) 他。
- (8) 日本生命保険 生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務〔第四版〕』一〇三頁(きんざい・二〇二三)、岡田豊基「現代保険法〔第二版〕」一九三頁(中央経済社・二〇一七) 他。
- (9) 宮島・逐条解説四五―一頁以下「李鳴」、李・前掲論文四五頁他。
- (10) 大森・保険法一二一頁、石田満「商法Ⅳ(保険法)〔改訂版〕」七五頁(青林書院・一九九七)、西島・保険法四四頁、金岡京子「判批」事例研レポ二〇〇号七頁(二〇〇五)、山下「米山・解説一六三頁「山下友信」、山下友信『保険法(上)』」三九九頁(有斐閣・二〇一八)、山下友信「永沢徹『論点体系 保険法(第二版)』」一九頁以下「遠山聡」(第一法規・二〇二二) 他。これに対し、生命保険契約における告知の性質を鑑みるならば、代理人による告知義務の履行を排除すべきであるという見解も見られている―清水絃一「判批」阪大法学五〇巻一―二頁(二〇〇〇)。榊・前掲「判批」事例研レポ一九一―一八頁。
- (11) 東京地判昭和二六年二月一九日下級民集二巻一二号一四五八頁、大阪高判昭和五九年一月二七日文研判例集

- 四卷一一八頁、大阪地判平成七年四月七日生判八卷一〇七頁、東京地判平成九年一月二二日生判九卷一頁、東京地判平成一二年五月三一日判時一七二六号一六七頁・金判一一〇四号四六頁、名古屋高判平成一六年一月二八日生判一六卷四〇頁(原審・名古屋地判平成一五年一月二一日生判一五卷三六頁)等。
- (12) 李・前掲「判批」事例研レポ三八一―三六頁。
- (13) 萩本修編著『一問一答 保険法』四七頁(商事法務・二〇〇九) 他。
- (14) 大判明治四〇年一〇月四日民録一三輯九三九頁、大判大正四年四月一四日民録二二輯四八六頁、同大正四年六月二六日民録二二輯一〇四四頁、大阪高判大正七年四月九日新聞一四六二号二四頁、大判昭和二年一月二日民録六卷五九三頁等、大森・保険法一二四頁、中西正明『保険契約の告知義務』一二頁(有斐閣・二〇〇三)、山下・保険法二九二頁他。
- (15) 山下⇨米山・解説一六九頁、木下孝治「告知義務」竹濱修⇨木下孝治⇨新井修司編『中西正明先生喜寿記念論文集―保険法改正の論点』三九頁(法律文化社・二〇〇九)、萩本・一問一答四七頁、甘利公人⇨福田弥夫⇨遠山聡著『ポイントレクチャー 保険法(第四版)』七〇頁(有斐閣・二〇二五)。
- (16) 遠山聡「判批」事例研レポ三一九号七頁(二〇一八)。同金岡京子教授コメント九頁。
- (17) 学説について、宮島・逐条解説四五八―四五九頁「李鳴」、李・前掲論文四八―四九頁にて整理されている。
- (18) 大森・保険法一二四頁、西島・保険法四六頁。
- (19) 大判大正四年六月二六日民録二二輯一〇四四頁、東京地判平成三年四月一七日判タ七七〇号二五四頁等。
- (20) 大森・保険法一二五頁、西島・保険法三五二頁、山下・保険法二九七頁。石田・商法Ⅳ七八頁他。
- (21) 東京地判平成三年四月一七日判タ七七〇号二五四頁、東京地判平成七年一月二三日生判八卷一頁、大阪地判平成一三年一月一日生判一三卷八〇七頁等。
- (22) 山下⇨米山・解説一六九―一七〇頁「山下友信」、山下⇨永沢・保険法Ⅱ一九頁「遠山聡」、岡田・前掲論文八〇頁、山下・保険法(上)四一二頁他。
- (23) 岡田・前掲論文八〇頁、遠山・前掲「判批」五頁。
- (24) 木下・前掲論文四二頁、山下・保険法(上)四一二頁以下、金岡京子教授コメント・前掲事例研レポ三一九号九

- 頁、中村信男「判批」事例研レポ三三三号五頁(二〇二〇)他。
- (25) 遠山・前掲「判批」六頁。
- (26) 同旨、中西・告知義務一二頁。
- (27) 保険法部会資料(二)九頁注二、保険法部会第二回議事録二頁。
- (28) 山下・保険法(上)四一二頁以下。
- (29) 保険会社向けの総合的な監督指針(令和七年一月)Ⅱ一四一―二二(一七)。
- (30) 同旨、大森・保険法一二五頁、山下Ⅱ米山・解説一七〇頁「山下友信」、山野嘉朗『現代保険・海商法三〇講(第九版)』三一頁(中央経済社・二〇一三)、中西・告知義務二二頁、東京地判平成三・四・一七判夕七七〇号二五四頁。
- (31) 大正六年一〇月二六日民録二三輯一六二二頁、大正七年四月二七日新聞一四二二号二〇頁等。
- (32) 山下・保険法(上)四一三頁。
- (33) 大森・保険法一二四頁、西島・保険法五一頁、中西・生保入門一二二頁以下、岡田・前掲論文八〇頁、山下Ⅱ米山・解説一七二頁「山下友信」、宮島・逐条解説四六四頁以下「李鳴」、李・前掲論文五一頁他。
- (34) 松本丞治『保険法(一四版)』一〇四頁(中央大学・一九二四)、榊・前掲「判批」事例研レポ一九一―一八頁、嶋寺基「保険法の下での告知義務に関する解釈上の問題」保険法雑誌六四三―四四頁(二〇一八)他。
- (35) 法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」商事法務三二二号八九頁(二〇〇八)。
- (36) 山下・保険法(上)四一三頁注42。
- (37) 李・前掲「判批」事例研レポ三八一―九頁。
- (38) 大判大正一一年八月二八日民集一卷五〇二頁、大森・保険法三二三頁以下、山下・保険法(上)四〇三頁以下他。
- (39) 同旨、山下Ⅱ米山・解説一六四頁他。
- (40) 判例研究として、藤本和也「判批」共済と保険二〇一二年九月号一二八―一三九頁、中村信男「判批」事例研レポ二六四号一―一二頁(二〇二二)がある。
- (41) 学説については、中村・前掲「判批」事例研レポ二六四号八―一〇頁において詳細に整理されている。

- (42) 藤本・前掲「判批」一三四―一三五頁、中村・前掲「判批」事例研レポ二六四号―一頁、山下友信教授コメント・同一二頁。
- (43) 藤本・前掲「判批」一三六頁。
- (44) 裁判例<sup>19</sup>も失効直後に復活手続を行った事例である。
- (45) 同旨、藤本・前掲「判批」一三六頁。
- (46) 判例研究として、遠山・前掲「判批」一―九頁がある。
- (47) 判例研究として、村岡茉依「判批」事例研レポ二八二号―二二〇頁(二〇一四)、田口城「判批」事例研レポ二八三号―一〇頁(二〇一四)がある。
- (48) 遠山・前掲「判批」四頁・八頁。
- (49) 金岡京子教授コメント・前掲事例研レポ三一九号九頁。
- (50) 竹瀆修教授追加説明・事例研レポ二八二号二〇頁以下(二〇一四)。
- (51) 山下友信教授コメント・事例研レポ二八三号一〇頁(二〇一四)。
- (52) 山下・保険法三〇三頁。
- (53) 小野寺千世「判批」事例研レポ三〇〇号六頁(二〇一六)、山下・保険法(上)四二〇頁、遠山・前掲「判批」八頁他。もつとも、山下友信コメント・前掲事例研レポ二八三号一〇頁に示されている三要件では「重要な」という用語が用いられていない点に留意されたい。
- (54) 嶋寺・前掲論文三七頁。
- (55) 大森・保険法一三三頁注12、山下・保険法三一―三二二頁。
- (56) 大森・保険法二八三頁・一三一頁、西島・保険法五五頁、山下・保険法三二二頁、大判明治四〇年五月七日民録一三輯四八三頁、大判明治四五年五月一日民録一八輯四九二頁、大判大正四年九月六日民録二一輯一四四〇頁、大判大正五年一〇月二一日民録二二輯一九五九頁、大判大正九年二月二二日民録二六輯二〇六二頁、大判大正一一年二月六日民録一卷一三頁、大判昭和一〇年九月一〇日新聞四八七〇号六頁、福岡地小倉支判昭和四六年二月一六日判タ二七九号三四二頁等。

- (57) 宮島・逐条解説七三五頁「李鳴」、李・前掲論文五四頁他。
- (58) 判例研究として、磯野直文「判批」共済と保険五六巻七号三〇―三五頁(二〇一四)、井口浩信「判批」法律のひろば六八巻三三六―三七四頁(二〇一五)、高野晃平「判批」事例研レポ三一―一五―二三頁(二〇一八)、吉川良平「判批」事例研レポ三二―五号一―一頁(二〇一九)がある。
- (59) 竹濱修教授追加説明・事例研レポ三一―一五―二四頁(二〇一八)。
- (60) 吉川・前掲「判批」一〇頁以下、金岡京子教授コメント・同一頁。
- (61) 李鳴「判批」法学研究九三巻一―一〇三―一二六頁(二〇二〇)。
- (62) 同旨、山下友信教授コメント・事例研レポ一七―一八頁(二〇二二)。
- (63) 東京地判平成一九年九月二八日生判一九卷四六二頁等。
- (64) 同旨、金岡京子教授コメント・同一頁。
- (65) 萩本・一問一答五〇頁他。
- (66) 保険法部会第一九回議事録三〇頁、木下・前掲論文四五頁、加瀬幸喜「告知義務」大塚英明Ⅱ児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』一六頁(ぎょうせい・二〇〇九)等参照。
- (67) 萩本・一問一答五四頁。
- (68) 判例研究として、佐野誠「判批」事例研レポ三〇―三三―一―一九頁(二〇一七)、千々松愛子「判批」事例研レポ三二―三三―一―一〇頁(二〇一八)がある。
- (69) 竹濱修教授追加説明・事例研レポ三〇―三三―二〇頁(二〇一七)、千々松・前掲「判批」一一頁、金岡京子教授コメント・同一頁(二〇一八)。
- (70) 千々松・前掲「判批」八頁。
- (71) 佐野誠「判批」事例研レポ三〇―三三―一七頁(二〇一七)、千々松・前掲「判批」九頁他。
- (72) 山下Ⅱ米山・解説五四二頁「山下友信」参照。
- (73) 同旨、金岡京子教授コメント・前掲事例研レポ三二―三三―一頁。

【別表】保険法施行後の告知義務違反に関する裁判例（平成22年～令和4年）

番号	裁判所名 判決日	掲載誌	裁判結果	契約種類	契約(被)	告知者	不告知事実	保険事故 給付事由	主要な争点に対する判断						
									重要事 項該当 性等	復活時 の告知 義務	知らず に告知	故意・ 重大失	保険者 の過失	告知妨害 不告知 不救済	
①	東京高判 平成22年 5月20日 ／東京地 判平成21 年11月9日	生判22巻 165頁／ 生判21巻 691頁	棄却	事業者 保険	異なる 被) 72 歳	被保険者	不整脈の症状あり 不整脈の治療薬の継 続処方的事实	右血気胸及び 重症肺炎によ る呼吸不全に より死亡	—	—	—	故意 or 重大失	—	—	
②	盛岡地判 平成22年 6月11日	判タ1342 号211頁	認容	団信	異なる	被保険者	医師から肝疾患に関 して「指示・指導」 があった事実	肝臓癌により 死亡	否定	—	—	否定	否定	—	
③	東京地判 平成23年 6月30日	生判23巻 350頁	一部認容 一部棄却	集団定期 保険	異なる	被保険者	『胃癌』と診断され 『胃全摘術』の手術 を受けた事実	胃癌を原因と する癌性腹膜 炎により死亡	—	肯定 (ただし、 失効直 後の復 活を考 慮)	—	—	否定	—	
④	広島高判 平成23年 11月25日 ／広島地 判平成23 年4月27日	生判23巻 588頁／ 生判23巻 233頁	控訴棄却	医療保険	異なる	被保険者	甲状腺腫瘍（悪性）、 慢性甲状腺炎と診断 され、治療・投薬を 受けた事実	給付金の支払 事由	—	—	—	重大失	否定	否定	
⑤	大阪高判 平成24年 7月12日 ／神戸地 判平成24 年1月27日	生判24巻 378頁／ 生判24巻 34頁	控訴棄却	団信	異なる	被保険者	うつ病ないしうつ状 態の治療・投薬歴、 告知日時点で、その 経過観察中であつた 事実	自殺	—	—	—	重大失	否定	—	



告知義務および告知義務違反による解除をめぐる裁判例・学説の動向

14	東京地判 平成29年 3月29日	生判27巻 78頁	棄却	団信	異なる	被保険者	脳梗塞を発症し左片麻痺が出現。急性期治療後、リハビリ治療を受けた事実	心筋梗塞により死亡	—	—	—	故意 or 重過失	—	否定
15	東京地判 平成30年 9月3日	生判27巻 679頁	棄却	個人保険	同一	保険契約者兼被保険者	告知日の1週間ほど前「ラクナ梗塞」等（脳梗塞の一種）等と診断され、加療・投薬を受けた事実	脳卒中により死亡	肯定	—	—	重過失	—	—
16	東京地判 令和元年 12月12日	文獻番号 :2019WTL J P C A 12128010	棄却	集団定期 保険	異なる	被保険者	告知日の5日前にうつ病と診断され、通院予定・投薬を受けた事実	悪性新生物に罹患	—	—	—	重過失	—	否定
17	東京地判 令和2年 11月27日	生判28巻 713頁	棄却	事業者 保険	異なる	被保険者	左腎盂癌（腎尿管癌）と確定診断され、入院・手術を受けた事実	左腎盂癌（腎尿管癌）に死亡	—	—	—	故意 or 重過失	—	—
18	福岡高判 令和3年 12月3日 ／大分地 判令和3 年4月22日	判例集未 登載	控訴棄却	個人保険	同一	保険契約者兼被保険者	頸椎に軽度の変形がある旨の説明を受けた事実	入院給付金	—	—	—	否定	—	否定
19	東京地立 川支判令 和4年9月 30日	判例集未 登載	棄却	個人保険	同一	保険契約者兼被保険者	告知日の直前に医師により肺癌の疑いの説明を受け、血球細胞の検査を受けた事実	癌により死亡	—	肯定	—	—	—	否定
20	東京地判 令和4年 10月25日	文獻番号 :2022WTL J P C A 10258004	棄却	共済契約	異なる	共済契約者	告知日の5日前にうつ病と診断され、通院予定・投薬を受けた事実	入院給付金	—	—	肯定	重過失	—	否定